



市民ポストをご利用ください

市では、市民の皆さんと行政をつなぐため、市内30か所に「市民ポスト」を設置しています。市や関係機関への文書や意見・要望などを市に届けたい方はご利用ください。
※市民ポストには、重要なもの(現金などの貴重品、申請書、個人情報など記載されているもの)は入れないでください。
※設置場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
▽問合せ 市長公室

Table with 3 columns: 種目 (Category), 問合せ (Inquiry), 金融機関 (Financial Institutions). Categories include taxes, waste fees, childcare, housing, food, insurance, and medical fees.

※みずほ銀行については、現在、税金のみ申込み可能となっております。その他の手数料等の申込み受付開始日については、決定次第お知らせいたします。

▽申込み方法 各金融機関から役所の窓口(ゆうちょ銀行を除く)に預貯金通帳と届出印をお持ちになり、口座振替依頼書を送付してください。

4月から 口座振替ができる 金融機関が増えます

頼書に記入・押印の上、申し込んでください。
*申込み後は、取消の手続きをしない限り継続されます。
*市外の金融機関で申し込む場合は、口座振替依頼書を送付する必要があります。お問い合わせください。

くらしの知恵袋 ~消費生活相談情報~

~お年寄りを狙った送りつけ商法に注意!~

事前に勧誘の電話などがなく、あるいは勧誘を受けたが送付を承諾していないにも関わらず、一方的に商品を送りつけて代金の支払いを請求する手口を「送りつけ商法」と言います。商品の内容は、海産物の詰め合わせや健康食品などさまざま、近年は一人暮らしのお年寄りを狙った被害が増えています。

先方から無断で商品が送りつけられてきた場合、契約は成立していません。身に覚えのない商品が届いた場合は、宅配業者に受取拒否の旨を伝えて持ち帰ってもらいましょう。また、商品の送付を承諾してしまい、既に受け取ってしまった場合、クーリング・オフの対象となる場合がありますので、諦めずに相談窓口にご連絡ください。

○あきる野市消費生活相談窓口 契約に関するトラブルや悪質商法など、消費生活に関して困ったときは、一人で悩まずに気軽にご相談ください。電話でも相談にお答えします。

●開設日時...毎週月曜・木曜日 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

※予約の必要はありません。

●場所...市役所1階市民相談室

※月曜・木曜日以外でお急ぎのときは、東京都消費生活総合センターにご相談ください。

○東京都消費生活総合センター

●開設日時...毎週月曜日~土曜日 午前9時~午後5時(☎03-3235-1155)

※多重債務相談も受付けています。

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられることがあります。

不法投棄は犯罪です!



市では、不法投棄防止看板を配布しています。看板をご希望の方は、ご連絡ください。
▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

ます。不法投棄を発見した場合や不法投棄を行っている現場を目撃した際は、最寄りの警察署に情報をお寄せください。
不法投棄された廃棄物は、土地の所有者や管理者の責任で処分することになります。草の繁茂やごみが散らかっている場所などは、不法投棄をされやすくなりますので、草を定期的に刈り取り、柵やネットを設置するなど不法投棄の防止対策をしましょう。

▽定員 120人
▽持ち物など 飲み物、タオル

※小学生以下の方は、保護者同伴

▽対象 市内在住・在勤・在学の方

▽内容 ラジオ体操の実技指導

▽講師 多胡肇さん(NHKテレビ・ラジオ体操指導者)、原川愛さん(NHKテレビ・ラジオ体操アシスタント)

▽場所 あきる野ルピア3階ルピアホール

▽日時 2月3日(土) 午前10時~正午

▽費用 無料

▽その他 当日直接会場にお越しください

※会場へは、公共交通機関をご利用ください。

▽協力 あきる野市ラジオ体操連盟、(一財)簡易保険加入者協会

▽問合せ スポーツ推進課スポーツ推進係(直通558・1262)

「ラジオ体操講習会」を開催します

NHKテレビ・ラジオ体操指導者の直接指導で、手軽にできるラジオ体操を正しく身につけ、健康づくりに役立てましょう。

▽日時 2月10日(土) 午前9時30分~11時30分

▽場所 市役所5階503会議室

▽対象 市内在住の小学生とその保護者

▽費用 無料

▽申込み方法 1月29日(必着)までに、はがきかファックスに教室名、郵便番号、住所、氏名(親子とも)、子どもの学年、電話番号を記入の上、申し込んでください。

※電話、直接窓口でも申込みできます。

▽申込み・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係(〒197-1081 4 二宮350、直通558・1157、FAX 58・1170)

▽講師 緒方好子さん(手話通訳士・東京都認定登録手話通訳者)

▽対象 市内在住の小学生とその保護者

▽定員 15組(申込み順)

※親子で申し込んでください。

▽持ち物 筆記用具

▽費用 無料

▽申込み方法 1月29日(必着)までに、はがきかファックスに教室名、郵便番号、住所、氏名(親子とも)、子どもの学年、電話番号を記入の上、申し込んでください。

※電話、直接窓口でも申込みできます。

▽申込み・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係(〒197-1081 4 二宮350、直通558・1157、FAX 58・1170)

森林レンジャーがゆく

ビオトープに集う日

(78)



森の子コレンジャーの活動も今年度で7期目です。活動の中で、第3期から継続している「ビオトープ整備」は5年目となり、50~60年前まで谷津田であった場所は「水場から生まれる命が多様な命をつなぐ場所」として息を吹き返しています。

昨年(2017)の11月23日には、ビオトープに関わった森の子コレンジャーの卒業生が集い、同窓会という形で整備を行いました。内容は、台風の影響で荒れてしまった昔道や池を整備する準備です。作業前には、ビオトープを利用する野生動物をセンサーカメラの映像で確認し、自分たちが関わった場所の今と今後必要となる整備を確認しました。小学校5年生から高校1年生までの11人が協力して主体的に活動している姿を見て、ビオトープに対する気持ちはみんな変わっていないのだと感じ、嬉しく思いました。

イノシシのヌタ場となっていた場所には、産卵にくる両生類や昆虫などが戻り、生態系のバランスを保つ役割を持っている捕食者のキツネやイタチ、フクロウ、ヘビなどが利用するようになりました。イノシシは、地元の猟師さんのおかげもあり減少してきました。周辺の森はメダケや



倒木などで人が活動できない状況でしたが、子どもたちが活動するための広場を作り、小型哺乳類や野鳥が利用する場所として整備を続けています。

しかし、昨年(2017)からセンサーカメラにシカが映り始めたため、伐採した木やチャノキをせんでして池に下りるシカ道を塞いだり、池の周りにシカ除け柵を作り始めました。シカが来るようになってからは、池を荒らすだけではなく、日が当たるように整備した林床に出た実生も食べられてしまい、私たちの希望までシカに摘まれてしまったような気持ちになりました。

それでも、池は水場を利用する生物のための場所であり、関わった森の子コレンジャーの大切な場所でもあるので、人間の理想と自然の関係は「やって、見続けて、工夫していく」ほかないと、これからは試行錯誤を重ねようと思います。(加瀬澤)